砥部町議会平成23年第1回臨時会会議録

平成23年第1回臨時会 会議録

招集年月日	平成23年2月4日				
招集場所	砥部町議会議事堂				
開会	平成23年2月4日 午前9時30分 議長宣告				
出席議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松﨑浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好				
欠席議員	なし				
地方自治条の 第121条の 規定にのた 説明に 議議 は 大名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教育 長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 辻 充則 保険健康課長 大野 哲郎 産業建設課長 萬代 喜正 生活環境課長 東岡 秀樹 広田支所長 丸本 正和				
本会議に職務の	本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 正岡 修平				
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。				
議員の指名	14番 中島 博志 15番 平岡 文男 16番 三谷 喜好(追加指名)				
傍聴者	2人				

平成23年第1回砥部町議会臨時会 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について

日程第5 議案第2号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 平成22年度砥部町一般会計補正予算(第4号)

日程第7 発議第1号 町長の専決処分事項の追加指定について

日程第8 発議第2号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 議長選挙について

追加日程第3 議長の坂村真民記念館建設特別委員会の辞任について

追加日程第4 会議録署名議員の追加指名について

追加日程第5 副議長辞職について

追加日程第6 副議長選挙について

追加日程第7 議会広報調査特別委員会の廃止について

追加日程第8 常任委員会委員の選任について

追加日程第9 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第10 坂村真民記念館建設特別委員会の委員の選任について

追加日程第11 伊予市外二町共有物組合議員の補欠選出について

追加日程第12 任期満了に伴う伊予市外二町共有物組合議員の選出について

追加日程第13 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議員の補欠選挙について

追加日程第14 常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果報告について

平成23年第1回砥部町議会臨時会 平成23年2月4日(金) 午前9時30分開会

○議長(土居英昭) ただ今の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成 23年第1回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集の挨 拶があります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。本日は、公私ご 多忙のところ、今年1回目の臨時会にご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。今年の 冬は一段と寒さが厳しく、昨年末に降った雪がまだ山には残っているようでございます。 しかし、伊予路に春を告げる椿まつりが9日から始まりますので、厳しかった寒さも和ら いでいくことと思います。例年にも増して春の訪れが待ち遠しい今日この頃でございます。 さて、本日の臨時議会に提案させていただいております案件でございますが、条例の制 定1件、改正1件、一般会計の補正予算1件の3件となっております。補正予算につきま しては、国の平成22年度補正予算に盛り込まれました地域活性化交付金事業と安全・安 心な学校づくり交付金を受けて、前倒しして行います砥部中学校改築事業を主な事業とし て計上しております。いずれも詳細に説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご議 決を賜りますようお願い申し上げます。以上で開会のご挨拶とさせていただきます。どう ぞよろしくお願いします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(土居英昭) 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会 議規則第118条の規定により14番中島博志君、15番平岡文男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(土居英昭) 日程第2会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る1月26日開催の議会運営委員会において、 本日1日とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(土居英昭) 日程第3諸般の報告を行います。地方自治法第121条の規定によ

り、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。

次に、監査委員より11月末現在までの例月現金出納検査について良好であった旨の報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定について (説明、質疑、討論、採決)

〇議長(土居英昭) 日程第4議案第1号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の 制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下企画財政課 長。

○企画財政課長(松下行吉) 砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例についてご説 明申し上げます。議案第1号、砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例を次のように 定める。平成23年2月4日提出、砥部町長中村剛志。内容でございますが、第1条とし て、設置でございますが、地域活性化及び消費者行政、DV対策、自殺予防等の弱者対策 及び自立支援並びに知の地域づくりの推進のため、砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基 金を設置する。第2条として、積立てでございますが、町が国から交付を受ける住民生活 に光をそそぐ交付金のうち、予算で定める額とする。後ほど予算の方でご説明しますが、 400万円を予定しております。第3条として管理、第4条として運用益金の処理、第5 条の処分でございますが、基金は、町長が地域活性化及び消費者行政、DV対策、自殺予 防等の弱者対策及び自立支援並びに知の地域づくりのために必要と認めるときは、その全 部又は一部を処分することができる。第6条として委任でございます。裏面をお願いいた します。附則として、この条例は、公布の日から施行することといたします。提案理由で ございますが、今年度に交付されることとなる住民生活に光をそそぐ交付金の一部を基金 に積み立て、交付金の目的とする知の地域づくり等に資する事業の実施に要する経費に充 当するため、提案するものでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願 いいたします。

- ○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 [質疑なし]
- ○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。「討論なし」
- ○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

議案第1号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 「「異議なし」の声あり〕

○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議案第1号砥部町住民生活に光をそそぐ交付金基金条例の制定については可決されました。

日程第5 議案第2号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について (説明、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第5議案第2号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。辻介護福祉課長。 ○介護福祉課長(辻充則) 議案第2号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正する条例を次のように定める。まず提案理由でございますが、行政主導の事業から地域の自主事業へと移行した事業を削除するとともに、配食サービス事業の弁当実費分については個人負担にすべきという考え方のもと、利用者負担の適正化を図るため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。まず、いきいきデイサービス事業並びにサテライトデイサービス事業を廃止したことに伴いまして、削除いたすものでございます。次に、いきいき配食サービス事業並びにいきいき見守り配食サービス事業の1食当たりの利用者負担金を、先ほど提案理由で申し上げましたとおり、400円から500円に改定するものでございます。なお、この条例の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、別表いきいき配食サービス事業の項及びいきいき見守り配食サービス事業の項の改正規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご

- ○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。 「質疑なし」
- ○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。 これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

審議の程よろしくお願いいたします。

議案第2号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○**議長(土居英昭)** 異議なしと認めます。よって、議案第2号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については可決されました。

日程第6 議案第3号 平成22年度砥部町一般会計補正予算(第4号) (説明、質疑、討論、採決)

○議長(土居英昭) 日程第6議案第3号平成22年度砥部町一般会計補正予算(第4号) についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 補正予算について、私の方からご説明させていただきます。 一般会計補正予算(第4号)の1ページをご用意ください。補正予算書の1ページでござ います。議案第3号、平成22年度砥部町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定める ところによる。第1条として、歳入歳出補正でございますが、歳入歳出それぞれ9億1, 229万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ73億2,642万7千円とするものでござ います。第2条として継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による 継続費の経費の総額及び年割額を定めるものでございます。第3条として、地方債補正で ございますが、地方債の変更を行います。平成23年2月4日提出、砥部町長中村剛志。 それでは、歳入歳出補正につきましては、後ほどご説明させていただくこととしまして、 継続費補正でございますが、4ページをご覧ください。継続費の設定でございます。10 款教育費、3項中学校費、事業名として砥部中学校改築事業に総額として28億9,43 9万1千円の継続費を設定いたします。年割額については、22年度から24年度まで右 のとおりでございます。続きまして、地方債補正でございますが、5ページをご覧くださ い。合併特例債限度額1億3,270万円を限度額7億5,510万円に引き上げるもの でございます。起債の方法、利率、償還の方法については同じでございます。それでは、 補正の内容について、お手元の方の補正予算の概要の方でご説明させていただいたらと思 います。補正予算の概要3ページの方でございますが、ご用意ください。よろしいでしょ うか。第2のところでございますが、一般会計補正予算(第4号)、中ほどの(全般的事項) として掲げておりますが、(1)としまして地域活性化交付金事業、国の補正予算に対応い たしましてきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金、この2つが砥部町にも交付 されることとなりました。きめ細かな交付金が5、775万2千円、住民生活に光をそそ ぐ交付金が1,242万4千円の交付でございます。これを受けまして事業を実施するこ とといたしております。その他のことといたしまして、(2)その他の補正予算に対応した 事業といたしまして、子宮頸がん等のワクチン接種事業を上げております。 4ページをお 願いいたします。最初の○にございますように砥部中学校の改築事業、国の安全・安心な 学校づくり交付金を受けて、前倒しをして実施することとしております。それから、きめ 細かな交付金につきましては、この下の表にございます事業、全体で1億3,482万円 を実施するものでございます。住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、一番下に表 がございますが、お話室設置工事、それから、先ほど基金の条例をお願いしました住民生 活に光をそそぐ交付金基金への積み立て400万円、合計1、700万円を事業化するも のでございます。それから、中学校の改築事業でございますが、少し飛びまして6ページ の方をご覧ください。中段のところにございますように、砥部中学校改築事業に7億4, 417万3千円を追加いたします。本体工事等の前倒しということでお考えください。全 体の事業費でございますが、表にございますように21年度から24年度までございます。 その内、継続予算として組んだ、黒い太い囲みでございますが、この部分を継続費として 設定し、22年度分として補正予算見込みと書かれております事業費7億4,417万3 千円をお願いするものでございます。財源については、下のとおりでございます。それと、

主な内容としましては、今回上げる予算については、仮設校舎の建築とか、校舎建設等のもの、それから、既存校舎の解体等がございます。以上のような内容でございます。7ページの方をお願いしたいのですが、この補正財源については、国県支出金、諸収入、町債がございますが、一般財源1億4,014万9千円、これについては、普通交付税を充てることとしております。以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 16番、三谷喜好君。
- ○16番(三谷喜好) 本来なら、ただ今説明がありました継続予算の分は、繰越明許で表現することが多かったと思います。あえて今回継続費にした理由、それによってこういう利点がありますということをお知らせ願ったらと思います。
- ○議長(土居英昭) 松下企画財政課長。
- ○企画財政課長(松下行吉) 三谷議員のご質問にお答えいたします。今回、この時期に補正予算を上げますと、多くの事業は繰り越されることになります。おっしゃるとおりでございます。繰り越す場合は、繰越明許費を設定してお願いすることになるわけですが、継続予算の場合には、定時繰り越しということで、まず一点目としては、繰り越しについては、繰越明許費の提示は必要ないということがございます。それから、3カ年ないし2カ年の事業の入札をする場合には、予算の措置がいるわけですが、この場合、債務負担で行うことが多いのですが、債務負担の場合には、その年度に設定した場合には、その年度中に入札、契約、業者の決定まで必要でございます。今回の場合ですと中学校の改築事業が大きいため、3月中の入札執行というのは非常に時期的に難しいのではないかと考えております。それらのことを考えますと、継続費を設定することで、それらをクリアできるということでございます。よろしくお願いいたします。
- ○議長(土居英昭) 16番、三谷喜好君。
- ○16番(三谷喜好) だいたい分かりました。それによることによって、利益を得る。 例えば、入札する時に便利だとか、そういうあれはございませんか。その他のこれがいい んですよとか、こういうところが繰越明許したんと違います、事務的にこういうところが 能率が上がりますとか、そういうものはございませんか。
- ○議長(土居英昭) 松下企画財政課長。
- ○企画財政課長(松下行吉) 再度三谷議員さんのご質問にお答えいたします。事務的には、定時繰り越しでございますので、その時期の繰越明許費を提示する必要がないということはございます。ただし、6月議会におきましては、繰越状況のご報告をしなければなりません。これは、繰越明許の設定と同じでございます。そういう面では、一つ前の作業がなくなるといったらなんなんですけれども、そういうメリットはございます。それと、どうしても、前倒しできるということでございますので、工期を前に持って来られる、ですから、今の中学生のお子さんたちが新しい校舎に、現在の1年生の方が、新しい校舎に入る可能性が出てくるというようなことも考えられます。何度も申しますが、債務負担の

場合には、債務負担を設定した、今回ですと、22年で債務負担をしますと原則的には22年度中の契約が必要でございますが、時期的にはそれは難しいと考えられます。そうすると、あとの方法としては、継続費を組むということ以外には考えられないということでございます。以上でございます。

- ○議長(土居英昭) 他にありませんか。12番、井上洋一君。
- **○12番(井上洋一)** 1点お伺いしたいのは、過去にこの継続費を使ってやった案件はあるのでしょうか。ないのでしょうか。
- ○議長(土居英昭) 松下企画財政課長。
- **○企画財政課長(松下行吉)** 過去にも案件はございます。私の記憶しておるのでは美化センターの建設については継続費を設定してやっております。これは旧砥部町でのことでございます。以上です。
- ○議長(土居英昭) 他にありませんか。質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

- ○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。議案第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。「「異議なし」の声あり〕
- ○議長(土居英昭) 異議なしと認めます。 よって、議案第3号平成22年度砥部町一般会計補正予算(第4号)は可決されました。

日程第7 発議第1号 町長の専決処分事項の追加指定について (趣旨説明、質疑、討論、採決)

- ○議長(土居英昭) 日程第7発議第1号町長の専決処分事項の追加指定についてを議題 とします。本案について趣旨説明を求めます。中島博志議員。
- 〇14番(中島博志) 発議第1号、町長の専決処分事項の追加指定について。地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分することができる事項の追加指定について、砥部町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。平成23年2月4日提出、砥部町議会議長土居英昭様。提出者、砥部町議会議員中島博志。賛成者、砥部町議会議員栗林政伸。砥部町議会議員井上洋一。内容につきましてでありますが、地方自治法第180条第1項に基づく砥部町長専決処分事項に次の1項を加える。3、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約で、500万円以内の変更契約を締結すること。提案理由でありますが、工事等を円滑に遂行するため提案するものであります。改正は、別紙新旧対照表のとおりであり、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 [質疑なし]

○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって発議第1号町長の専決処分事項の追加 指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議第2号 砥部町議会委員会条例の一部改正について (趣旨説明、質疑、討論、採決)

- 〇議長(土居英昭) 日程第8発議第2号砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。西村議会運営委員長。
- ○議会運営委員長(西村良彰) 発議第2号、砥部町議会委員会条例の一部改正について。 砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により砥部町議会委員会条例の一部を改正する 条例を次のように提出する。平成23年2月4日提出、砥部町議会議長土居英昭様。砥部 町議会運営委員長西村良彰。砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例。砥部町議会委 員会条例(平成17年砥部町条例第155号)の一部を次のように改正する。第2条に次 の1号を加える。(4)議会広報常任委員会5人。議会だよりの編集及び発行に関する事務。 第3条第1項中「2年」を「1年」に改める。第13条見出し及び第2項中「議会運営委 員及び特別委員」を「委員」に改める。附則、この条例は、公布の日から施行する。提案 理由。議会広報常任委員会を設置するため提案するものである。よろしくお願いします。
- ○議長(土居英昭) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。 「質疑なし〕
- ○議長(土居英昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし]

○議長(土居英昭) 討論なしと認めます。

発議第2号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(土居英昭) 異議なしと認めます。よって発議第2号砥部町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決しました議案の公布手続のため、ここでしばらく休憩します。休憩時間を

利用して、全員協議会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

午前10時00分 休憩 午後 4時30分 再開

○議長(土居英昭) 再開します。本日の会議時間は、審議の都合によりあらかじめ延長 します。ここで、しばらく休憩いたします。

> 午後 4時30分 休憩 午後 8時45分 再開

○議長(土居英昭) 再開します。おはかりします。議会人事案件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長**(土居英昭) 異議なしと認めます。よって、議事日程を追加し、議題とすること に決定しました。追加議事日程は事務局長が配付したとおりです。

政岡副議長、議長席にお着き願います。

「土居議長辞職願提出」

○**副議長(政岡洋三郎)** ただ今、土居議長から議長辞職願が提出されました。

おはかりします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として 議題とすることに決定しました。

~~~~~~~~~~~~~~~~~

追加日程第1 議長辞職について

○**副議長(政岡洋三郎)** 追加日程第1議長辞職についてを議題とします。 地方自治法第117条の規定により、土居英昭君の除斥を求めます。

[土居議長退場]

- ○副議長(政岡洋三郎) 事務局長に辞職願を朗読させます。
- ○議会事務局長(正岡修平) 朗読いたします。辞職願。この度一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成23年2月4日。砥部町議会副議長政岡洋三郎殿。砥部町議会議長土居英昭。以上でございます。
- ○**副議長(政岡洋三郎)** おはかりします。土居議長の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、土居議長の議長辞職を許可する ことに決定しました。土居英昭君の除斥を解除します。

[土居議長入場]

- **○副議長(政岡洋三郎)** ただ今、議長辞職を許可することに決定しましたので、議長退任のご挨拶をお願いします。
- ○議長(土居英昭) 議長を退任するにあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。 昨年2月の臨時会におきまして皆様方のご推挙をいただき、議長に就任させていただきま した。この1年皆様のご支援・ご協力により本日無事重責を果たして退任することができ ますこと、誠にありがたく心より厚くお礼申しあげます。議長を退任いたしましても、一 議員として町政の発展、住民福祉の向上に精一杯取り組んで参る所存でございます。今後 とも、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、議長退任のご挨拶とさせて いただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ○副議長(政岡洋三郎) ただ今、議長が欠けました。おはかりします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]
- ○**副議長(政岡洋三郎)** 異議なしと認めます。よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~~~~~~~~~~

追加日程第2 議長選挙について

○副議長(政岡洋三郎) 追加日程第2議長選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○副議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○副議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに 決定しました。

議長に中島博志君を指名します。おはかりします。ただいま副議長において指名しました中島博志君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○副議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました中島博志君 が議長に当選されました。議長に当選されました中島博志君が議場におられますので、会 議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新議長に就任のごあいさつを お願いします。中島君。

○議長(中島博志) 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。この度、議員各位の温かいご推挙によりまして、はからずも砥部町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、誠に身に余る光栄でございます。私は、その器でないことは、自分が一番よく承知いたしておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、身を挺して、そのご厚情に対しお報いするよう、覚悟を新たにしているところであります。議長としての職務を行うに際しては、議会が町民の皆様の付託に応えることができるよう、中立公正を旨とし、円滑な議会運営に最善を尽くして参る所存であります。また、地域主権改革の推進に伴い、地方議会の役割と責任は、ますます大きくなることが予想されます。このような中、本町議会が住民の期待と信頼に応えるために、さらなる議会機能の強化を図ることが必要であり、これに向けた取り組みを積極的に推進していかなければならないと考えております。議員各位におかれましては、今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、町執行部の皆様にもご指導を賜りますよう心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。

○副議長(政岡洋三郎) ただ今、中島議長から坂村真民記念館建設特別委員会委員辞任 願が提出されました。

おはかりします。議長の坂村真民記念館建設特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇**副議長(政岡洋三郎)** 異議なしと認めます。よって議長の坂村真民記念館建設特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議長の坂村真民記念館建設特別委員会委員の辞任について

○**副議長(政岡洋三郎)** 追加日程第3議長の坂村真民記念館建設特別委員会委員の辞任 についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、中島博志君の除斥を求めます。

[中島議長退場]

○**副議長(政岡洋三郎)** おはかりします。中島議長の坂村真民記念館建設特別委員会委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 〇**副議長(政岡洋三郎)** 異議なしと認めます。よって、中島議長の坂村真民記念館建設 特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。中島博志君の除斥を解除します。
- [中島議長入場]
- ○副議長(政岡洋三郎) 中島議長は議長席にお着きください。
- ○議長(中島博志) おはかりします。ただいま会議録署名議員に欠員が生じましたので

会議録署名議員の指名を日程に追加し、追加日程第4として、議題とすることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって会議録署名議員の指名を日程に追加し、 追加日程第4として議題とすることに決定しました。

~~~~~~~~~~~~~~~

追加日程第4 会議録署名議員の指名

○議長(中島博志) 追加日程第4会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により16番、三谷喜好君を追加指名します。

ただ今、政岡副議長より副議長辞職願が提出されました。おはかりします。副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることにご異議ありませんか。 「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって副議長辞職についてを日程に追加し、 追加日程第5として議題とすることに決定しました。

追加日程第5 副議長辞職について

○議長(中島博志) 追加日程第5副議長辞職についてを議題とします。地方自治法第1 17条の規定により、政岡洋三郎君の除斥を求めます。

「政岡副議長退場〕

- ○議長(中島博志) 事務局長に辞職願を朗読させます。
- ○議会事務局長(正岡修平) 朗読いたします。辞職願。このたび一身上の都合により、 副議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成23年2月4日。 砥部町議会議長中島博志殿。砥部町議会副議長政岡洋三郎。以上でございます。
- ○議長(中島博志) おはかりします。政岡副議長の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、政岡副議長の副議長辞職を許可する ことに決定しました。政岡洋三郎君の除斥を解除します。

[政岡副議長入場]

- **○議長(中島博志)** ただいま、副議長辞職を許可することに決定いたしましたので、副議長退任のご挨拶をお願いします。
- **○副議長(政岡洋三郎)** 副議長を退任するに当たりまして、一言お礼を申し上げます。 昨年2月の臨時会で、皆さまの温かいご支持によりまして、副議長の要職に就任させてい

ただきました。以来1年間、至らぬ点が多々ありましたが、大過なく職務を執行することができましたことは、土居議長さんはじめ議員の皆様方、並びに町執行部各位の、終始変わらないご指導とご鞭撻のたまものであり、ここに謹んで厚くお礼申し上げます。今後も、一議員として町政の進展に献身する覚悟でございますので、一層のご指導とご協力をお願いいたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中島博志) ただいま、副議長が欠けました。

おはかりします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。

よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~

追加日程第6 副議長選挙

○議長(中島博志) 追加日程第6副議長選挙を行ないます。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに 決定いたしました。

おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。副議長に山口元之君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長において指名しました山口元之君を副議長の当選人と 定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

- ○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました山口元之君が副議長に当選されました。副議長に当選されました山口元之君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新副議長に就任のご挨拶をお願いします。山口元之君。
- ○副議長(山口元之) 一言、就任のご挨拶を申しあげます。このたび、皆様のご推挙をいただきまして、副議長に就任することになりましたことは、誠に身に余る光栄であると同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではありませんが、議長のご指導とご援助をいただきながら、名誉ある席を汚さずに、その職責をまっとうするよう最大の努力をしたいと

決意をいたしている次第でございます。議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い 申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

○議長(中島博志) おはかりします。議会広報調査特別委員会の廃止についてを日程に 追加し、追加日程第7として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会の廃止についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

追加日程第7 議会広報調査特別委員会の廃止について

○**議長(中島博志)** 追加日程第7議会広報調査特別委員会の廃止についてを議題とします。

おはかりします。議会広報常任委員会の設置に伴い、議会広報調査特別委員会は、本日をもって廃止したいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会は本日をもって廃止することに決定しました。

おはかりします。任期満了に伴う常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8 常任委員会委員の選任について

〇議長(中島博志) 追加日程第8常任委員会委員の選任についてを議題とします。委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。

よって常任委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。 おはかりします。任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、 追加日程第9として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任について

を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加日程第9 議会運営委員会委員の選任について

○議長(中島博志) 追加日程第9議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。 委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思いま す。ご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○**議長(中島博志)** 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、お手元に配布 の名簿のとおり選任することに決定しました。

おはかりします。欠員が生じた坂村真民記念館建設特別委員会の委員の選任についてを 日程に追加し、追加日程第10として議題にしたいと思います。これにご異議ありません か。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、坂村真民記念館建設特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程第10 坂村真民記念館建設特別委員会の委員選任について

○議長(中島博志) 追加日程第10坂村真民記念館建設特別委員会の委員の選任についてを議題とします。

おはかりします。坂村真民記念館建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例 第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これに ご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、坂村真民記念館建設特別委員会の委員はお手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

おはかりします。山口議員の伊予市外二町共有物組合議会議員の辞職に伴い、欠員が生じた伊予市外二町共有物組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、伊予市外二町共有物組合議会議員の 補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

追加日程第11 伊予市外二町共有物組合議員の補欠選出について

○議長(中島博志) 追加日程第11伊予市外二町共有物組合議会議員の補欠選挙を行い

ます。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長(中島博志)** 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに 決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。

伊予市外二町共有物組合議員に政岡洋三郎君を指名します。

○議長(中島博志) おはかりします。ただ今議長が指名しました政岡洋三郎君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました政岡洋三郎君が当選されました。政岡洋三郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

おはかりします。平成23年4月30日をもって任期満了を迎える伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第12として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、任期満了に伴う伊予市外二町共有物組合議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

追加日程第12 任期満了に伴う伊予市外二町共有物組合議会議員の選出について 〇議長(中島博志) 追加日程第12任期満了に伴う伊予市外二町共有物組合議会議員の 選出について選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○**議長(中島博志)** 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに 決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。政岡洋三郎君、栗林政伸君、西村良彰君、宮内光久君、井上洋一君、橋本敏彦君を指名します。おはかりします。ただいま、議長が指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方が当選されました。政岡洋三郎君、栗林政伸君、西村良彰君、宮内光久君、井上洋一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

おはかりします。栗林議員の伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の辞職に伴い、 欠員が生じた伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

追加日程第13 伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の補欠選出について 〇議長(中島博志) 追加日程第13伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の補欠 選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、 指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに 決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に森永茂男君を指名します。

○議長(中島博志) おはかりします。ただ今議長が指名しました森永茂男君を当選人と 定めることにご異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

〇議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました森永茂男君が 当選されました。森永茂男君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に より、当選の告知をします。

おはかりします。常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第14として議題にしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(中島博志) 異議なしと認めます。よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。ここでしばらく休憩します。委員長及び副委員長の互選のため、各委員会の開催をお願いします。

午後9時18分 休憩午後9時20分 再開

追加日程第14 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果 報告について

〇議長(中島博志) 再開します。追加日程第14常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選結果報告についてを議題とします。各委員会の正副委員長の互選結果については、お手元に配布の名簿のとおりです。今後、ご協力の程よろしくお願いします。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長ご挨拶をお願いします。中村町長。

○町長 (中村剛志) 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には上程いたしました議案について慎重にご審議をいただき、すべてご議決賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。そして、ただ今新しく議長さんに就任されました中島議員さん、副議長にご就任されました山口議員さん、ご就任誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。お二人の手腕に大いなる期待と今後一層のご活躍をご祈念申し上げます。いよいよ私の合併後2期目の任期も残すところ2年となりました。道半ばの事業、あるいは、これから取り組まなければならない事業等課題が山積しております。先ほど正副議長さんとともに、委員会の正副委員長さんも決定されました。新体制となられました議会と執行部とが両輪となって円滑な町政運営を行い、安心・安全を実感できるまちづくり、自立と共同によるまちづくり、豊かな自然を守り伝えるまちづくりを推進するため、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(中島博志) 以上をもって、平成23年第1回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後9時21分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 中島 博志

議長 土居 英昭

議員 三谷 喜好

議員 平岡 文男

資料

発議第1号

町長の専決処分事項の追加指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により町長において専 決処分することができる事項の追加指定について、砥部町議会会議規則第14条の規定に より提出する。

平成23年2月4日提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

提出者 砥部町議会議員 中島 博志

賛成者 砥部町議会議員 栗林 政伸

同 上 井上 洋一

地方自治法第180条第1項に基づく砥部町長専決処分事項の追加指定について

地方自治法第180条第1項に基づく砥部町長専決処分事項(平成17年9月16日議 決)に次の1項を加える。

3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年砥部町 条例第51号)第2条に規定する契約で、500万円以内の変更契約を締結すること。

提案理由

工事等を円滑に遂行するため提案するものである。

発議第2号

砥部町議会委員会条例の一部改正について

砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

平成23年2月4日提出

砥部町議会議長 土居 英昭 様

砥部町議会運営委員長 西村 良彰

砥部町議会委員会条例の一部を改正する条例

砥部町議会委員会条例(平成17年砥部町条例第155号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (4) 議会広報常任委員会 5人 議会だよりの編集及び発行に関する事務
- 第3条第1項中「2年」を「1年」に改める。
- 第13条見出し及び第2項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に改める。 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会広報常任委員会を設置するため提案するものである。

委員会名簿

議長	中島博志			副議長		山口元之	
総務文教常任委員会	委員長	政岡洋三	郎	无 吕	佐々木隆雄		中島博志
	副委員長	宮内光ク	委員		土居英昭		平岡文男
厚生常任委員会	委員長	井上洋-	_	₹ □	大平弘子		西村良彰
	副委員長	森永茂男	月	委員	栗林政伸		
産業建設常任委員会	委員長	三谷喜如	子	 云 巳	松﨑浩司		中村茂
	副委員長	西岡利昌	1	委員	山口元之		
議会広報常任委員会	委員長	西村良章	<u> </u>	委員	佐々木隆雄		三谷喜好
	副委員長	山口元之	<u> </u>	安 貝	松﨑浩司		
	<u> </u>						<u> </u>
議会運営委員会	委員長	土居英昭	召	委員	政岡洋三	三郎	井上洋一
	副委員長	栗林政仰	‡	<i>y</i>	西村良	彰	三谷喜好
下水道整備特別 委員会	委員長	西村良章	ジ 	委員		全議員	
	副委員長	平岡文身	号	2 7			
砥部中学校改築検討 特別委員会	委員長	平岡文界	男	委 員	全議員		
	副委員長	中村	支	/ ,			
坂村真民記念館建設 特別委員会	委員長	三谷喜如	子	 云 巳	栗林政	伸	平岡文男
	副委員長	井上洋一		委員	土居英	昭	西村良彰

(一部事務組合)

伊予市·伊予郡養護老 人ホーム組合議会	中島博志	井上洋一	森永茂男
伊予市外二町共有物	政岡洋三郎	宮内光久	西村良彰
組合議会	栗林政伸	井上洋一	橋本敏彦
伊予消防等事務組合 議会	中島博志	井上洋一	三谷喜好
内山衛生事務組合 議会	三谷喜好		
		_	
大洲·喜多衛生事務 組合議会	中島博志		